

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「山と共に歩むまちしんしろ」活性化計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県及び新城市

## 3 地域再生計画の区域

新城市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地域の現状

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、豊かな自然、そして興味深い歴史のある魅力あふれた「奥三河」（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）の玄関口である。

市の面積は、499.23km<sup>2</sup>、人口は46,397人(令和元年5月1日現在)であり、東は静岡県に接しており、都市的機能の基盤となる道路、宅地などの比率が奥三河地域の中では最も高く、製造業、卸売・小売業・飲食店及びサービス業への就業者が多くみられるなど産業、商業、文化、教育などの拠点機能が集積している。

また、新東名高速道路の新城インターチェンジ（平成28年2月開通）及び三遠南信自動車道の鳳来峡インターチェンジ（平成24年3月開通）等の高速交通体系の整備が進み、今後、県内外からの人や物資などの交流が大きく進むと見込んでいる。

### 4-2 地域の課題

その中で、かつては山の湊と呼ばれ林業が栄えていた新城市ではあるが、現在は一時期の安価な外材の輸入等による林業の衰退、林業従事者の減少・高齢化に伴い山林と林道の荒廃が進んでいる。山林の荒廃は、台風や地震等の自然災害の拡大に繋がり、山林の整備・管理の促進は市民の安全確保のため重要な課題となっている。更に新城市には、一級河川豊川が流れており、流域環境に大きな影響を持つ水源地域である。市域の83%を占める森林の管理は、自然環境の保全、水源の涵養等重要な機能を有すると共に、再生可能な森林資源を有効に活用するため社会全体で取り組むことが不可欠である。

また、地球温暖化防止や水源の涵養など森林が有する多様な公益的機能に対する期待の高まりを背景に、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の保全、木材産業の発展と利用拡大などに取組むことを目指して、平成21年4月に「新城市森づくり基本条例」を制定している。

しかしながら、地域の交通条件や林業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、地域内交通ネットワークの整備と、交通アクセスを改善し、林業の振興を図る必要がある。

この課題を解決するため、林業従事者増加を目指し働きやすい環境整備が必要である。本市には多くの製材所と原木の市場の運営、製材・プレカットを行う工場や防虫防腐加工を行う工場の運営を行う三河材流通加工事業組合がある。この組合では原木から製材品、住宅部材に至るまでの加工、流通及び販売を一貫して行っている。このことから、林道・市道の整備を行なうことによって、地元材の集材を行う施業地から三河材流通加工事業組合を中心とした流通加工施設までのアクセスを強化し、材木の流通の効率を上げ、三河材の利用促進と価値の向上を図る必要がある。

更に地域の現状で述べたとおり、近年、新東名が開通したため、新城ICを介し、市内各地にある主要産業拠点へのアクセス、新城ラリー(全日本選手権)、鳳来寺山もみじまつり、桜淵の桜まつりなどの観光拠点へのアクセス、市内外から新城ICへのアクセス等で道路交通量が増加しており、市民の安全な暮らしや市内で働く労働者の通勤、市外から訪れる観光客の快適な観光の支障となっている。そのため、流通加工施設へのアクセス整備と併せ交通環境の改善を図ることにより、美しく豊かな山々を取り戻すだけでなく、市民の快適で安全な生活の推進と地域の活性化を図る必要がある。

#### 4 - 3 計画の目標

こうした現状を踏まえ、豊かな自然や観光・森林資源に恵まれた地域の特性を活かし、課題の克服と発展のために、地方創生道整備推進交付金を活用し市道、林道の一体的整備を行い、林業従事者の利便性の向上、三河材流通加工事業組合等の林業関係機関の活性化、また、間伐の促進、三河材の利用促進を図るなど、地域特性を踏まえた林業を振興する。さらに、観光アクセス道路であり企業団地へのアクセス道路である主要道路の環境整備を行なうことで、市民の快適で安全な生活の推進と地域の活性化を図るため、「山と共に歩むまちしんしろ活性化計画」を作成し、その実現をめざす。

##### 目標1 森林整備の促進

間伐面積 704ha/年(平成30年度) ⇒840ha/年(令和6年度)

目標2 三河材（地元材）利用の促進

素材生産量 20,620m<sup>3</sup>/年（平成30年度）⇒24,000m<sup>3</sup>/年（令和6年度）

目標3 新城ラリーの来場者数の増加

現状 49,000人（平成30年度）⇒ 目標 59,000人（令和6年度）

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

新城市は、新東名高速道路が横断的に通っており、国道151号線を介し新城ICからあらゆる方面への流通等が可能である。また、この新城ICができたことにより、外部からの市内観光拠点への観光アクセス、市内企業への通勤アクセスが容易となっている。このように良い環境が整う反面、市道・林道の整備は遅れており、林業振興に力を入れている本市にとっては課題となっている。

このため、山林は荒廃し、台風、地震など災害時には、山際に住む住民の安全や林業自体の再建に大きな支障となっており、山林の環境改善、それに携わる林業従事者の環境改善、新たな林業従事者の確保に苦慮している。

また、本計画において設定しているアクセス道路等では、市民の買い物、通勤者、観光客の増加に伴い渋滞等も増加傾向にある。さらにアクセス道路の多くは災害時の緊急輸送路など重要路線にもなっており、災害に耐えうる路面整備、道路に架かる橋梁、道路を横断している橋梁の耐震改修などの災害に耐えうる整備が求められている。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、林道雁峰線、林道塩瀬本線、林道大峰線、林道山中線を整備することにより、森林整備の促進と三河材の利用促進を図る。さらに市道大島線、市道小畑吉川線を整備することにより、施業地から流通加工施設までのアクセス時間の短縮を図り、材木の流通効率を上げ三河材の利用促進と価値の向上を図る。

また、地域強靱化計画の作成が急がれるなど重要性が高まっている災害対策と交通量の増加により重要度の増した市内の主要幹線道路（1・2級市道）である市道入船線、市道野田城線、市道萩平野川大田線、市道大海線の舗装改良、アクセス道路に架かる橋梁、アクセス道路を横断する橋梁である有海橋、新島川橋、吉祥橋、作神橋、住吉橋の耐震化を行うことにより、平常時のみならず災害時、被災後も市民と来訪者の安全と市内循環の円滑化を図る。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### （1）地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。( )内は認定年月日  
市道大島線おおしま(平成12年12月14日)、市道小畑吉川線おぼたよしかわ(昭和57年10月5日)、市道落合緑が丘線おちあみどりがおか[有海橋](平成18年3月31日)、市道鴨ヶ谷弓かもがやゆん木線ぎ[新島川橋](昭和60年12月10日)、市道荒神場向山線こうじんぼわかいやま[吉祥橋](昭和57年10月5日)、市道入船線いりふね(昭和57年10月5日)、市道萩平野川はぎひらのかわ大田線おおた(昭和57年10月5日)、市道大海線おうみ(平成18年3月31日)、市道瀬戸堀田線せとほった[作神橋](昭和57年10月5日)、市道住吉1号線すみよし[住吉橋](昭和63年3月25日)、

- ・林道 森林法による東三河地域森林計画(平成29年策定)に記載  
林道塩瀬本線しおぜほん(改良・舗装)、林道大峯線おおみね(改良・舗装)、林道山中線やまなか(舗装)、  
林道雁峰線がんぼう(改良)

[施設の種類の種類] [事業主体]

- ・市道 愛知県、新城市
- ・林道 愛知県、新城市

[事業区域]

- ・新城市全域

[事業期間]

- ・市道 令和2年度～令和6年度
- ・林道 令和2年度～令和6年度

[整備量及び事業費]

- ・市道 8.5 km
- ・林道 8.5 km
- ・総事業費 2,702,000千円(うち交付金1,292,500千円)  
市道 2,117,000千円(うち交付金1,058,500千円)  
林道 585,000千円(うち交付金 234,000千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R 1)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
指標 1 法面危険箇所の減少 箇所数(単位:箇所)	15	12	9	6	3	0
指標 2 未舗装区間の解消 舗装延長(単位:m)	6,440	4,600	3,500	2,400	1,300	0
指標 3 流通加工施設へのアクセス時間短縮 改修率(単位:%)	0	31	47	68	89	100
指標 4 耐震性に問題のある橋梁数 橋梁数(単位:橋)	5	2	1	0		
指標 5 安全安心のための道路整備 改修率(単位:%)	0	94	100			
指標 6 新城ラリーの開催 開催回数(単位:回)	1	1	1	1	1	1

毎年度終了後に新城市の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な整備が可能となり、林業の振興や観光、市民の安全の確保といった地域再生の目標達成により資するとともに、一体的な整備によりその効果がより早く効果的に発現するという点で、先導的な事業となってい

る。

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別な処置を活用するほか、「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものである。

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 三河材の利用促進

内 容 三河材の利用促進を図るため、公共事業（公共施設の木造化、治山、林道事業等）、民間活力により積極的に木材を使用する。林道整備は木材搬出を促進させるものであり、木材の利用量の増加は、森林の適切な整備の促進、更には森林の多面的機能の発揮に繋がることが期待される。（林野庁・愛知県支援事業）

実施主体 愛知県、新城市、各森林組合

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

##### (2) 高性能林業機械の保有促進

内 容 林道整備を実施することで、高性能林業機械の保有台数増加を促進させる。これにより、更なる施業の効率化・低コスト化が図られることが期待される。（林野庁支援事業）

実施主体 林業事業者

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

##### (3) バイオマス燃料としての木材の利用促進

内 容 用材としては利用価値のない木材をバイオマス燃料として利用することにより、現在十分な出材が進んでいない森林からの円滑な出材、森林資源の地産地消の促進が期待される。

実施主体 新城市

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

##### (4) 森林整備・林業を担う後継者の育成

内 容 森林組合で就業する人材の育成、個人の山林所有者や地域の山林管理団体等を対象とした刈払機、チェーンソー技術講習会を実施

することで、更なる森林施業が期待される。

実施主体 新城市

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(5) 市民と行政の協同による美化活動

内 容 春は6月の環境月間、秋は国土交通省の「川と海のクリーン大作戦」などの機会に併せ、自治会などの各種団体に呼びかけ道路美化清掃活動を行うことにより、道路環境の改善を図る。このことにより、住民が道路の大切さを認識し、道路に対する意識の向上が期待される。

実施主体 新城市

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

## 6 計画期間

令和2年度～令和6年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に愛知県及び新城市が必要な調査を行ない、速やかに状況を把握する。

(目標1) 実情の間伐面積により管理する。

(目標2) 実情の素材生産量により管理する。

(目標3) 実情の来場者数により管理する。

### 7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	平成29年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)	令和6年度 (計画年)
目標1 森林整備の促進	704ha	785ha	840ha
目標2 三河材(地元材)の利用促進	20,620 m <sup>3</sup>	22,648 m <sup>3</sup>	24,000 m <sup>3</sup>
目標3 新城ラリーの来場者数の増加	(平成30年度) 49,000人	54,000人	59,000人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
森林整備の促進	愛知県林業統計書より
三河材(地元材)の利用促進	愛知県林産物生産流通動態調査より
新城ラリーの来場者数の増加	新城市実施による来場者数調べにより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

### 7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

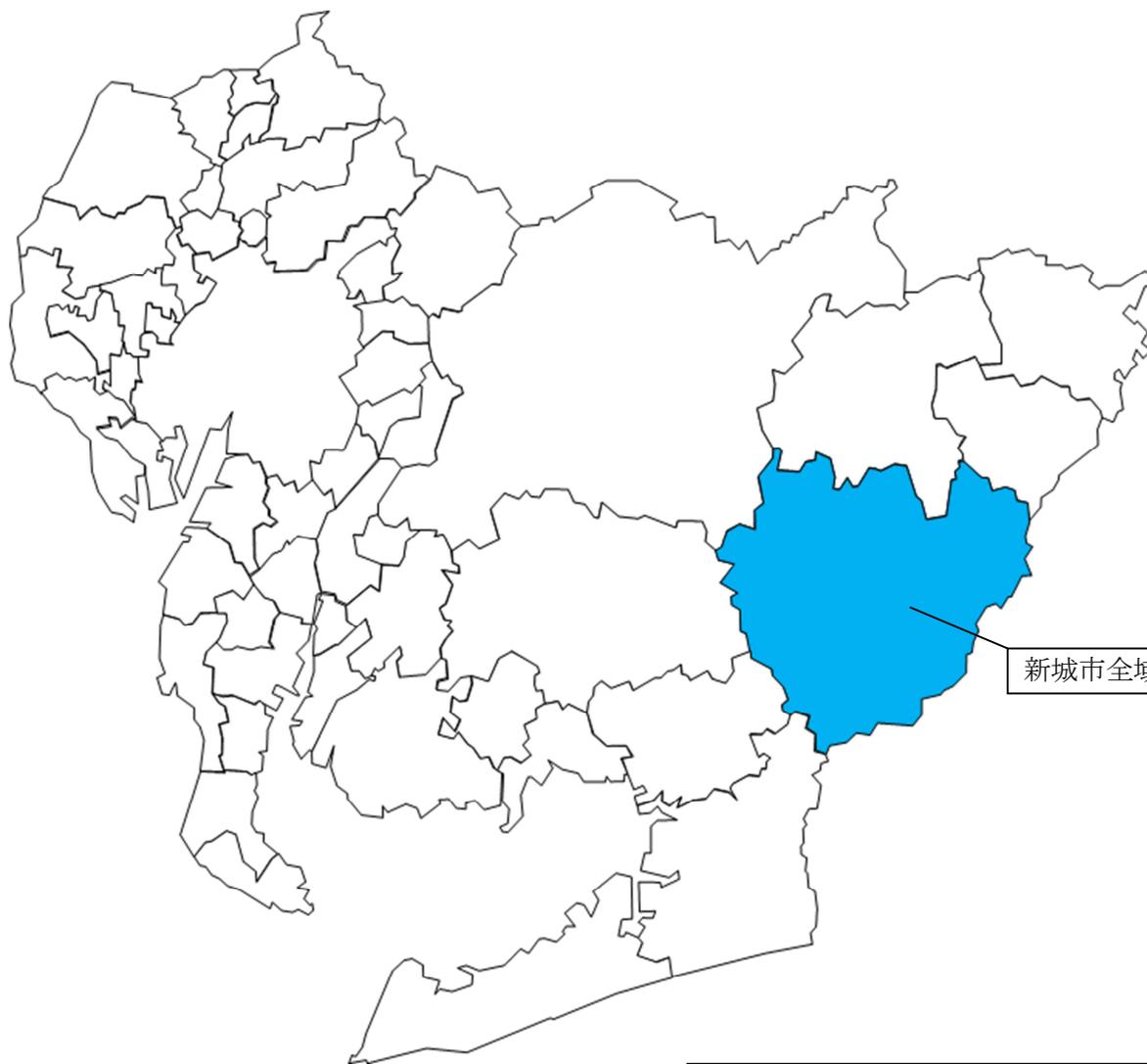
4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（新城市ホームページ）により公表する。

## 添付資料の一覧（目次）

- （１）区域の図面
- （２）整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面
- （３）地域再生計画の工程表及び内容を説明した文章
- （４）地方版総合戦略及びその内容を説明した文書

(1) 区域の図面

計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面

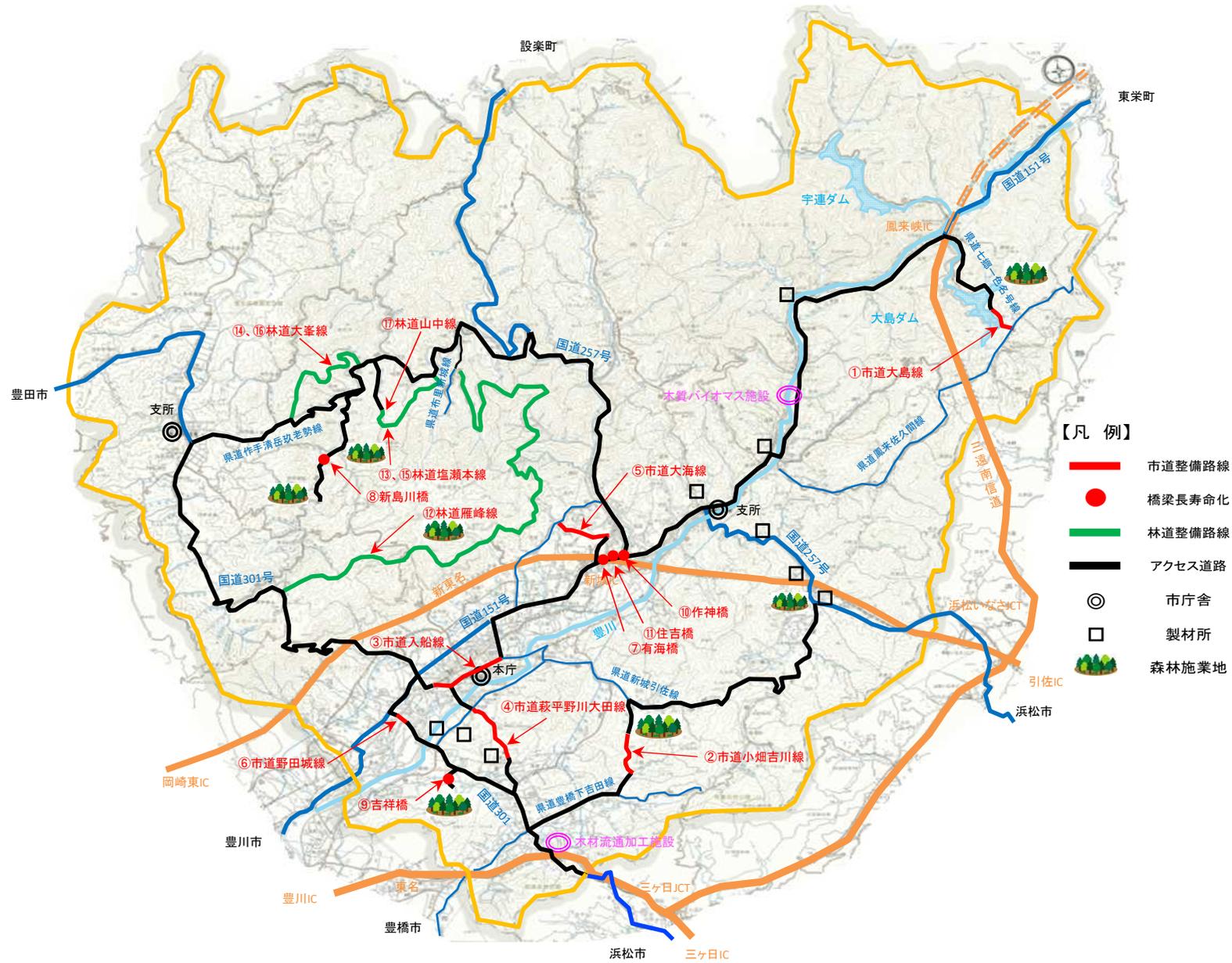


愛知県

新城市全域

「山と共に歩むまちしんしろ」活性化計画

(2) 整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面



(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

		R2	R3	R4	R5	R6	R7~	
支援 措置	地方創生道整備 推進交付金 (A3008)	市道大島線(改築)					→	
		市道小畑吉川線(改築)						
		市道落合緑が丘線(有海橋) 市道萩平野川大田線(舗装) 市道大海線(舗装) 市道野田城線(舗装)		→				
		市道住吉1号線(住吉橋) 市道鴨ヶ谷弓木線(新島川橋) 市道荒神場向山線(吉祥橋) 市道入船線(舗装)						
		市道瀬戸堀田線(作神橋)		市道瀬戸堀田線(作神橋)				
		林道山中線(舗装)		→				
		林道雁峰線(改良)、林道塩瀬本線(改良)、林道大峯線(改良) 林道塩瀬本線(舗装)、林道大峯線(舗装)						

「山と共  
に歩ま  
ちしんし  
ろ」活性  
化

(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

		R2	R3	R4	R5	R6	R7~
関連事業	三河材の利用促進	三河材の利用促進を図るため、公共事業、民間活力により積極的に木材を使用する。					「山と 共に歩 むまち しんし ろ」活 性化
	高性能林業機械の 保有促進	施業の効率化、低コスト化を図るため、高性能林業機械の保有を促進する。					
	バイオマス燃料と しての木材の利用 促進	利用価値のない木材利用により、森林からの出材、森林資源の地産地消を促進する。					
	森林整備・林業を担 う後継者の育成	森林組合、山林管理団体、個人など就業者への技術講習会の実施により人材育成を図る。					
	市民と行政の共同 による道路美化活 動	道路美化・清掃活動を住民と共に行うことで、住民の意識改革と道路環境の改善を図る。					

(工程表の説明)

- 令和2年度～6年度、市道大島線はじめ2.0kmを整備し、山林施業地から流通加工施設までのアクセス時間の短縮を図り、木材の流通効果を上げ三河材の利用促進と価値の向上を図る。また、林道10.6kmの整備を進め、アクセス時間の短縮、林産物の流通経費の削減、林業、木材産業の振興を図る。更に住民、来訪者、観光客などの安全と市内循環の円滑化を図るため、令和2年度に入船線はじめ7.1kmの舗装修繕を実施する。また、住民、来訪者、観光客などの安全のため令和2年度～令和5年度、有海橋はじめ5橋の橋梁修繕を実施する。
- 上記の施策をより効果的にするため、令和2年度～6年度、林道の整備とあわせて、高性能機械の保有促進による効率化、低コスト化や三河材の利用促進、バイオマス燃料としての木材利用、森林整備・林業を担う後継者育成を図ることにより、林業の振興を図る。更に市民と行政の共同による道路美化活動を行うことにより、住民の道路へ対しての意識改革と道路環境の改善を図る。